

生 企 第 5 5 号
令 和 2 年 5 月 2 2 日

生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について（通達）

令和2年5月20日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第7号）が別添のとおり公布された。その趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

平成30年2月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第9号。以下「改正規則」という。）が施行され、遊技球等の獲得性能に係る遊技機の基準の見直しが行われたが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、改正後の基準に係る遊技機への入替が困難となっており、また、入替作業等に伴う感染拡大の防止を図る観点から、改正規則の附則を改正し、経過措置期間の延長を行うものである。

2 概要

改正規則による改正前の基準により認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機については、改正規則の附則において、認定等を受けた時期に応じ、各起算点から3年間の経過措置期間が定められていたところ、これを改正し、特定遊技機（平成29年5月20日までに認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機をいう。）を除き、経過措置期間を4年間とする。

3 施行期日

公布の日

別添官報（令和2年5月20日（本紙第252号））の写し（抄）

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

別添省略